

厚生労働省岩手労働局発表  
令和3年11月29日(月)

【照会先】  
岩手労働局労働基準部賃金室  
室長 松田 有司  
室長補佐 佐々木 善一  
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

## 岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます

～ 令和3年12月29日から新しい最低賃金額が適用されます ～

岩手労働局(局長 <sup>いなはら としひろ</sup> 稲原 俊浩)は、下記の4産業に係る岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について、令和3年11月29日付けで官報公示を行いました。

これにより、下記の4産業について、令和3年12月29日(水)から新しい最低賃金額が適用されます。

なお、全産業のすべての労働者に適用される「岩手県最低賃金」(時間額821円)は、令和3年10月2日に改正発効されています。

### 記

#### 【改正決定】

- ・ 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金  
時間額 878円 (現行852円)
- ・ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金  
時間額 856円 (現行829円)
- ・ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
時間額 847円 (現行820円)
- ・ 岩手県自動車小売業最低賃金  
時間額 879円 (現行863円)

#### 【据置き】

- ・ 岩手県各種商品小売業最低賃金は、平成28年12月11日に767円に改正されて以来、据置きとなっています。
- ・ 岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据置きとなっています。
- 当該額は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金821円が適用されます。